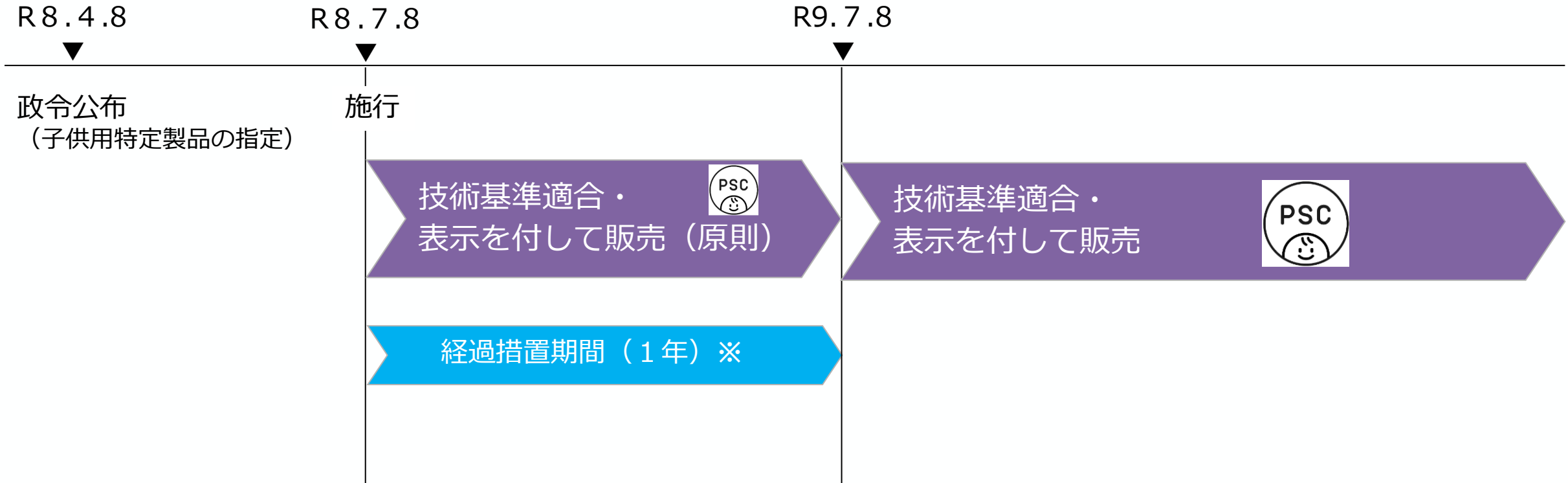


乳幼児用ベッドガードに係る施行について

- 乳幼児用ベッドガードに係る経過措置期間は「政令の施行の日から1年間」とする。
- 経過措置期間中に、安全性に問題のある製品が出回らないように、消費者に対する製品の安全性に関する広報を実施する。



※経過措置について

改正後の別表第一第十四号に掲げる特定製品であって改正後の第三条に規定する子供用特定製品であるものの製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、消費生活用製品安全法第四条第二項の規定にかかわらず、同法第十三条第一項（同法第六条第二号に規定する特定輸入事業者の輸入に係るものである場合にあっては、同法第十三条第二項）及び第三項の規定による表示が付されていない当該子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

ベビーカーに係る施行について

- ベビーカーに係る経過措置期間は「政令の施行の日から2年間」とする。
- 経過措置期間中に、安全性に問題のある製品が出回らないように、消費者に対する製品の安全性に関する広報を実施する。



※経過措置について

改正後の別表第一第十五号に掲げる特定製品であって改正後の第三条に規定する子供用特定製品であるものの製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から二年間は、消費生活用製品安全法第四条第二項の規定にかかわらず、同法第十三条第一項（同法第六条第二号に規定する特定輸入事業者の輸入に係るものである場合にあっては、同法第十三条第二項）及び第三項の規定による表示が付されていない当該子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。